

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、吉賀町建設工事一般競争入札実施要綱（平成 20 年吉賀町告示第 52 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定に基づき公告します。

令和 6 年 1 月 30 日

吉賀町長 岩本 一巳

I. 入札に付す事項

工事番号・工事名

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 令和 5 年度 | 町道栃木線栃木橋補修工事 |
| 工事場所 | 吉賀町柿木地内 |
| 予定工期 | 契約日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日まで |
| 予定価格 | 96,485,000 円（消費税及び地方消費税を除く） |
| 工事概要 | 主ケーブル補修工 1 式、塗替塗装工 1 式 |

II. 入札参加資格

- | | |
|--------------|---|
| 1. 入札参加資格業種 | 吉賀町入札参加資格申請（工事）において土木一式工事の登録がある者。 |
| 2. 営業所の所在地要件 | 建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を吉賀町内に有する者とする。 |
| 3. 経営事項審査の等級 | A 級又は B 級とする。 |
| 4. 許可区分 | 特定 |
| 5. 施工実績調書 | |
| ① | 島根県内の公共工事において、元請として平成 30 年 4 月以降に完成した 1 契約 4,800 万円以上（消費税及び地方消費税を除く）の土木工事の施工実績とする。 |
| 6. 配置技術者 | |
| ① | 主任技術者を本件工事に専任で配置できること。但し、請負金額が 40 百万円未満となる場合は、技術者の専任配置は必ずしも必要ではない。
建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合は、監理技術者を配置すること。
（営業所の専任技術者は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。） |
| ② | 配置技術者と入札に参加しようとする者とは、本件工事の競争参加資格確認申請日前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。 |

III. 競争参加資格の確認

1. 提出書類

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ①競争参加資格確認申請書（様式第 1 号） | （工事ごとに提出） |
| ②施工実績調書 | （様式第 2 号）（今年度提出者は不要） |
| ③配置予定技術者調書 | （様式第 3 号）（①に添付し提出） |

- ④業態調書 (様式第 3 - 3 号) (今年度提出者は変更があった場合)
- ⑤競争参加資格確認申請に伴う町税等納付状況調査同意書(今年度提出者は不要)
- ⑥消費税及び地方消費税の未納が無いことの証明(原本)(今年度提出者は不要)

2. 上記の確認書類

- ①施工実績調書の記載内容を証明する C O R I N S の工事カルテ又は発注者が発行する証明書等とする。但し、吉賀町（合併前を含む）発注工事の場合は、工事請負契約書のコピーで可とする。
- ②配置予定技術者の資格者証等の写し及び入札に参加しようとする者との雇用関係が確認できるもの。(健康保険証の写し等)

3. 競争参加資格確認申請書の提出期限 吉賀町役場総務課へ 令和 6 年 2 月 1 4 日（水）午後 5 時 15 分まで

IV. 設計図書等の閲覧

- 1. 閲覧期間 令和 6 年 1 月 3 0 日（火）から令和 6 年 2 月 1 9 日（月）までの平日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- 2. 閲覧場所 吉賀町役場 総務課 又は 建設水道課 とする。
- 3. 設計図書に関する質問の提出期限
令和 6 年 2 月 1 4 日（水）午後 5 時 15 分まで
- 4. 設計図書等に対する質問は、設計図書に対する質問書(様式第 4 号)により総務課へ持参するものとする。質問がない場合もその旨を文書で提出すること。
- 5. 前号の質問書に対する回答は、原則として質問書の提出期限の翌日から起算して 2 日(休日を除く。)以内に、競争参加資格確認申請書を提出したすべての者に対し回答書(様式第 5 号)により回答する。

V. 一般競争入札の日時及び場所

日 時 令和 6 年 2 月 2 0 日（火）午後 1 時 3 0 分
場 所 吉賀町役場 六日市庁舎 2 階第 2 会議室

VI. 入札方法等

- 1. 電報又は郵送による入札は認めない。
- 2. 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を持って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- 3. 入札回数は 1 回とする。
- 4. 代理人として入札する場合は、委任状を提出すること。
- 5. 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一工事について同時に他の代理人となることはできない。
- 6. 入札場所への入場は吉賀町建設工事一般競争入札実施要綱様式第 1 号の受付印の

ある写しを提出すること。

7. 第1回の入札時に、工事費内訳書を提出すること。その際の内訳書への記載項目は「レベル4」までを必須とし、金額は第1回の入札金額と一致すること。
8. 入札保証金は免除する。

VII. 入札の無効等

1. 工事内訳書を提出しない者が行った入札。
2. 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札。
3. 虚偽の申請を行った者がした入札。
4. 入札に関する条件に違反した入札。
5. 競争参加資格確認申請書提出期限の日の翌日から入札の時点までに、指名停止を受けた者がした入札。
6. 共同企業体と当該共同企業体の構成員である者とが、同一建設工事の一般競争入札に参加し応札した場合のその両者が行った入札。
7. その他入札の時点において競争参加資格のない者がした入札。

VIII. 落札者の決定方法

1. 有効価格での入札者について、金額の低い者から一般競争参加資格要件を審査し当該用件を満たしていることが確認できた場合に当該入札した者を落札者と決定する。
2. 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行い、結果を公表する。
3. 審査において競争参加資格がないと認められた者は、吉賀町に対して理由の説明を求めることができる。
4. 同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、くじにより落札者の決定をする。なお、本人が集合できないときは、代理人でも可とする。但し、委任状を必要とする。また、代理人も出席できないときは、町長が指名する町職員が代理人となる。

IX. 契約、支払条件

1. 契約保証金は、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。
2. 前払金は保証事業会社の保証により支払う。
 - ①500万円以上の土木、建築工事で請負代金の40%以内
 - ②中間前払い金は、契約時に中間前払い金か部分払いか、いずれかの選択をし、中間前金払いの用件を満たしている場合に20%以内で支払う。
3. 部分払
 - ①3,000万円以上5,000万円未満は1回（工事出来高の90%以内）
 - ②5,000万円以上は2回（工事出来高の90%以内）
4. 低価格入札者が落札した場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

①請負代金額の 30%以上の契約保証金を納付すること。

②前金払の金額を請負代金の 20%以内とする。

5. 契約

① I. の工事に対して、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年吉賀町条例第 49 号)の規定に基づき議会の議決を必要とするため、吉賀町契約規則(平成 17 年吉賀町規則第 34 号)第 27 条第 1 項に基づき、仮契約とする。

②この仮契約は、議会の議決を得て本契約とする。

X. その他の条件

1. I. の工事は低入札価格調査の対象工事で、吉賀町建設工事低入札価格調査制度実施要領に定めるとおり。

ア) 調査基準価格が設定されている。

イ) 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とはならない。

ウ) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び調査に協力すること。

エ) 吉賀町建設工事低入札価格調査制度実施要領第 10 条に定める資料を、令和 6 年 2 月 27 日(火)、午後 5 時 15 分までに総務課へ提出することとし、期限までに提出しないものは失格とする。

2. 予定価格(税込み) 5,000 万円以上の工事には、調査基準価格を設ける。

3. その他、吉賀町建設工事一般競争入札実施要綱に定めるとおり。

XI. 問合せ先 吉賀町役場総務課 担当者 河野 TEL 77-1111
FAX 77-1891